示談書

　株式会社〇〇〇〇を甲、●●●●を乙として、甲と乙は、乙が、令和×年×月×日から同月×日までの間、約◎回にわたり、客から集金した新聞の購読代金合計△△万円を費消して横領した件（以下「本件事件」という。）に関し、下記の通り示談した。

記

第1条（謝罪）

　乙は、甲に対し、本件事件を起こした事実を認め、心より深く謝罪する。

第2条（弁済債務の承認）

　乙は、甲に対し、本件事件に対する損害金として、金△△万円の支払義務があることを承認し、これを以下の条項に従い弁済することを約し、甲は、これを承諾した。

第3条（債務の弁済）

　乙は、甲に対し、前条の金△△万円を令和×年×月×日から令和×年×月×日まで◎◎回に分割して、毎月末日までに金△万円を、甲の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、乙の負担とする。

第4条（期限の利益の喪失等）

　乙が前条の分割金の支払を1回でも怠ったときは、当然に期限の利益を失い、乙は、甲に対し、第2条の金△△万円（既払分があればこれを控除する。）及びこれに対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで年□パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

第5条（被害届等の不提出）

　甲は、乙が支払う第3条の分割金の金額が金△△万円に達したときは、捜査機関に対し、本件事件に関する被害届または告訴状を提出せず、かつ、その他の方法で被害の申告をしない。

第6条（守秘義務）

　甲及び乙は、正当な理由がある場合を除き、口頭、電話、メール、LINE、SNS等の手段

を用いて、本件事件に関する情報、本示談書の存在及び内容を第三者に対し開示しない。

第7条（清算条項）

　甲及び乙は、本件事件については、本示談をもって全て解決したものとし、本示談に定め

るほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第8条（公正証書の作成）

　甲及び乙は、本示談書と同趣旨の強制執行認諾文言付公正証書を作成することに合意す

る。ただし、公正証書作成費用は、甲乙折半で負担する。

以上

　本示談を証するため、本書を2通作成し、各自１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

（甲代表取締役）

署名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（乙）

署名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

以上